

高額介護サービス費の
支給申請制度をご存じですか

介護サービスの利用者負担額が限度額を超えた場合、超えた額の払い戻しを受けられます。口座の登録申請が必要です。一度申請すれば、2回目以降の受給にかかる申請は不要です。支給要件や申請方法など詳しくは、長寿福祉課(☎537-5742)へ。

12月は
年末完納促進強化月間です

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付はお済みですか。期限までに納めないと、納めた人との間に負担の公平さを欠くことになります。必ず納期限までに納めましょう。納付は、便利で確実な「口座振替」をご利用ください。

●国保税など…国保年金課(☎537-5738) ●介護保険料…長寿福祉課(☎537-5741)

特殊詐欺等防止機能付き電話機等の
購入費を助成します

●補助額：補助対象経費の3分の2(上限1万円) ※1世帯につき1回限り

●市内に住所を有しかつ居住をしている人 ●申請日において、満65歳以上の人のみで構成される世帯に属している人 など

●補助要件や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。生活安全・男女共同参画課(☎537-5997)へ。

市健康生きがい賞を表彰します

●受賞者：春山 鈴子(寒田南)、堀田 詞(ふじが丘山手)2人 ※敬称略
●長寿福祉課(☎537-5679)

家族の社会保険などの被扶養者に
該当すると思われる人へ

国民健康保険に加入している人で、年間収入金額が基準(60歳未満で年間130万円、60歳以上で年間180万円)未満の人は、家族が加入している社会保険などの被扶養者になれる場合がありますので、家族の勤務先にお問い合わせください。 ※社会保険などの被扶養者になった場合、国保年金課への資格喪失の届け出が必要です。

●国保年金課(☎537-5736)

事業主・税理士等の皆さん、
eLTAXによる市税の電子申告・
電子納税をご利用ください

eLTAXとは、市税の申告や納税などの手続きをインターネットから行えるシステムです。

●税制課(☎537-7314) 市民税課(☎537-5731) 資産税課(☎537-7293) 納税課(☎537-5611)

ノロウイルスによる
食中毒・感染症を予防しましょう

毎年、寒い季節になると「ノロウイルス」が流行します。次の点に注意し、感染を防ぎましょう。

- ①手洗いは小まめに行う
- ②カキなどの二枚貝は十分加熱する
- ③調理器具等は十分に洗浄し、消毒する
- ④おう吐物・下痢便の処理はマスク・手袋を着用する

●保健所衛生課(☎536-2704)

未登記家屋の所有者が変わった
ときは届け出を

未登記の家屋は、売買・贈与・相続などで所有者が変わったときは届け出が必要です。届け出がない場合、前所有者に課税されますので、早めに届け出を済ませてください。

●資産税課(☎537-7291)、東部資産税事務所(☎527-2132)、西部資産税事務所(☎541-1406)

空き家相談出張窓口を
開設します

●11月17日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時 ※予約不要
●J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ

●空き家の管理や利活用など空き家に関する相談を受け付けます。
●住宅課(☎585-6012)

まちづくり・建築よろず相談会を
開催します

●11月17日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時 ※予約不要
●J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ

●まちづくりや建築について

●まちなみ企画課(☎585-6004)

お知らせ

住民税非課税世帯等臨時特別
給付金の申請はお済みですか

4年度住民税非課税世帯の申請期限は、11月30日(火)です。対象の世帯は、お早めに申請してください。
●コールセンター(☎514-8800)

就学援助の小学校入学準備金を
支給します

●5年3月1日に市内に居住し、同年4月に小学校、義務教育学校に入学予定で、就学援助の要件に該当する人

●支給額：1人当たり5万4,060円(予定)

●申請・交付学校から配布された申請書に記入し、11月21日(月)～12月16日(金)に、各学校または学校教育課(☎537-5903)へ。

5年度隣接校選択制の希望者は
申請してください

●期間：11月1日(火)～17日(木)

●申請・交付方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。学校教育課(☎537-5903)へ。

11月5日は津波防災の日です

全国各地で津波防災の日を中心に地震津波防災訓練が行われており、市では11月2日(火)午前10時に同報系防災行政無線の訓練放送を実施します。

この機会に、あらためて地震や津波への対策を確認しましょう。

●防災危機管理課(☎537-5664)

5年度から個人市民税・県民税の
特別徴収に関する取り扱いを
徹底します

個人市民税・県民税を特別徴収(給与天引き)することは法令により定められています。県内市町村では、5年度から普通徴収認定要件を統一し、特別徴収に関する取り扱いの徹底を図ることとなりました。所得税の源泉徴収義務がある事業主は、従業員が居住する市町村から特別徴収義務者として指定され、原則すべての従業員が特別徴収の対象となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。市民税課(☎537-5731)へ。

4 月入所申込み受付期間

11月16日(水)～12月15日(木) (土・日曜日、祝日を除く)

「5年度入所申込のてびき」をご覧ください。「教育・保育給付認定申請書」、「保育施設入所申込書」と「保育を必要とすることを証明する書類」を提出してください。5年2月下旬頃に、選考結果として入所(園)の可否を通知します。

※施設ごとに預かり可能な月齢や時間帯、保育の方針などが異なります。申込みに際しては、希望の保育施設に事前連絡の上、可能な限り施設見学を行ってください。

◎5年5月～12月の入所(園)希望者

希望する月の前月の15日(土・日曜日、祝日の場合はその前の平日)までに申込みをしてください。利用調整を行い、保育施設の受け入れ要件が整った場合、翌月1日から入所(園)となります。

◎6年1月～3月の入所(園)希望者

5年12月15日(金)までに申込みをしてください。

対象児童

●認可保育所(園)・認定こども園(保育部分) 生後3カ月(首が据わっていること)から就学前までで、5年4月から新たに入所(園)希望の児童や、申込み中でまだ入所(園)していない児童

※対象年齢は保育施設によって異なります。

●地域型保育事業(小規模保育事業・保育ママ・事業所内保育事業) 上記対象児童のうち、2歳までの児童(年度途中で3歳になった場合は年度の末日まで)

保育料

児童の年齢と保護者の市民税額などに応じて決定します。3歳から5歳までのすべての児童と住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保育料が無償となります。



詳しくは「5年度入所申込のてびき」をご覧ください。 配布は11月1日(火)～

てびき配布・申請受付場所

※準備していただく書類がありますので、早めにてびき(市ホームページでダウンロードも可)を受け取って確認してください。

- 認可保育所(園)・認定こども園(保育部分)の一覧
- 「5年度入所申込のてびき」のダウンロード など

11月1日(火)からご覧いただけます

詳しくはこちら▶



5年度
保育施設の
入所受付を開始します

5年4月から認可保育所(園)や認定こども園(保育部分)、地域型保育事業(小規模保育事業・保育ママ・事業所内保育事業)の利用を希望する家庭は、期間内に申請してください。

問 子ども入園課 ☎537・5794